



Building a better  
working world

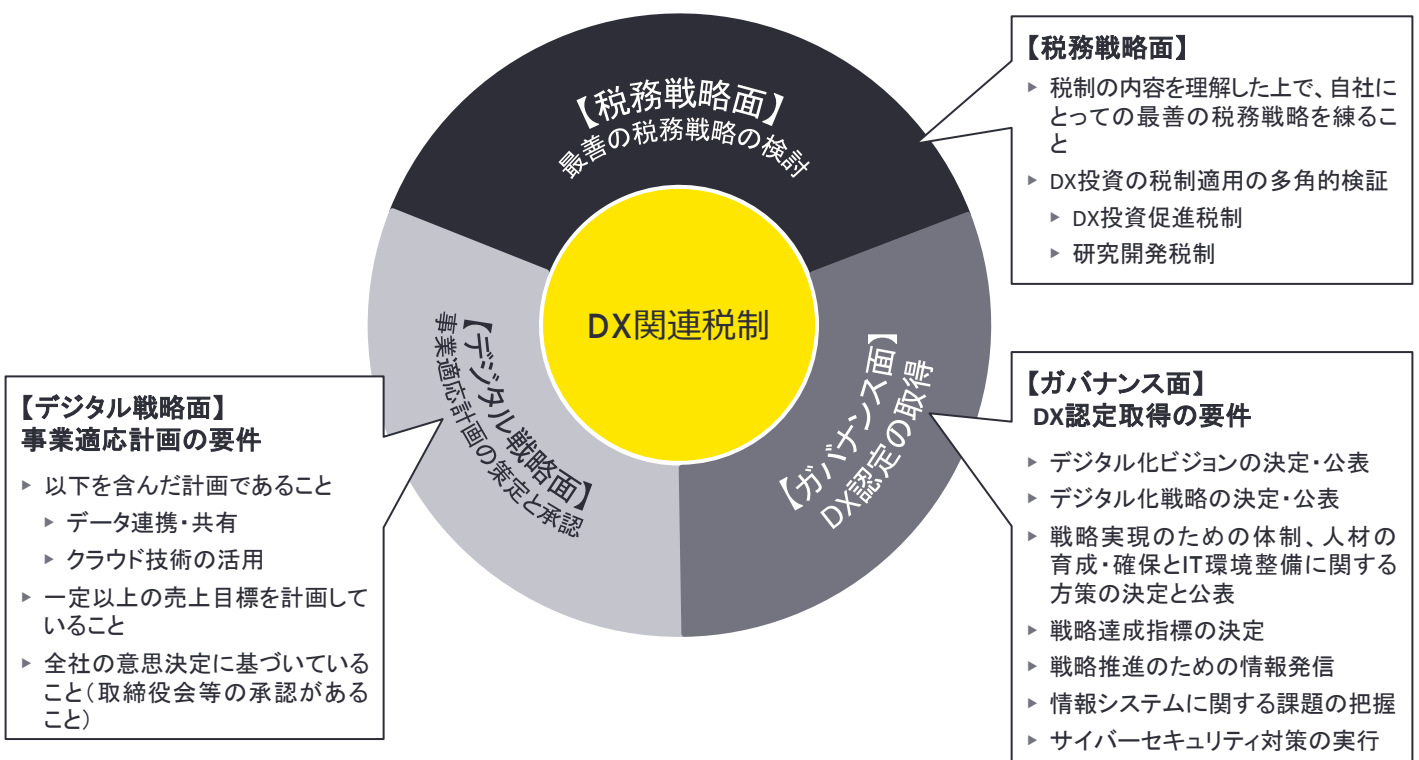
## DX投資促進税制 適用支援サービス

EY税理士法人

デジタル技術を活用した企業変革を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠です。今般、産業競争力強化法の情報事業適応計画認定制度が改正され、一定の売上目標を定めた全社レベルのデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた計画について、主務大臣が認定した場合に、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対する税額控除(5%/3%)または特別償却が適用できる制度が延長されました(2025年3月末まで)。

企業にとってDXに資する税制のメリットを効果的に享受するためには、適切な税務戦略を立て、デジタル戦略面とガバナンス面から取り組むことが重要であり、EYのプロフェッショナルチームは企業のDXに向けた取組みを支援します。

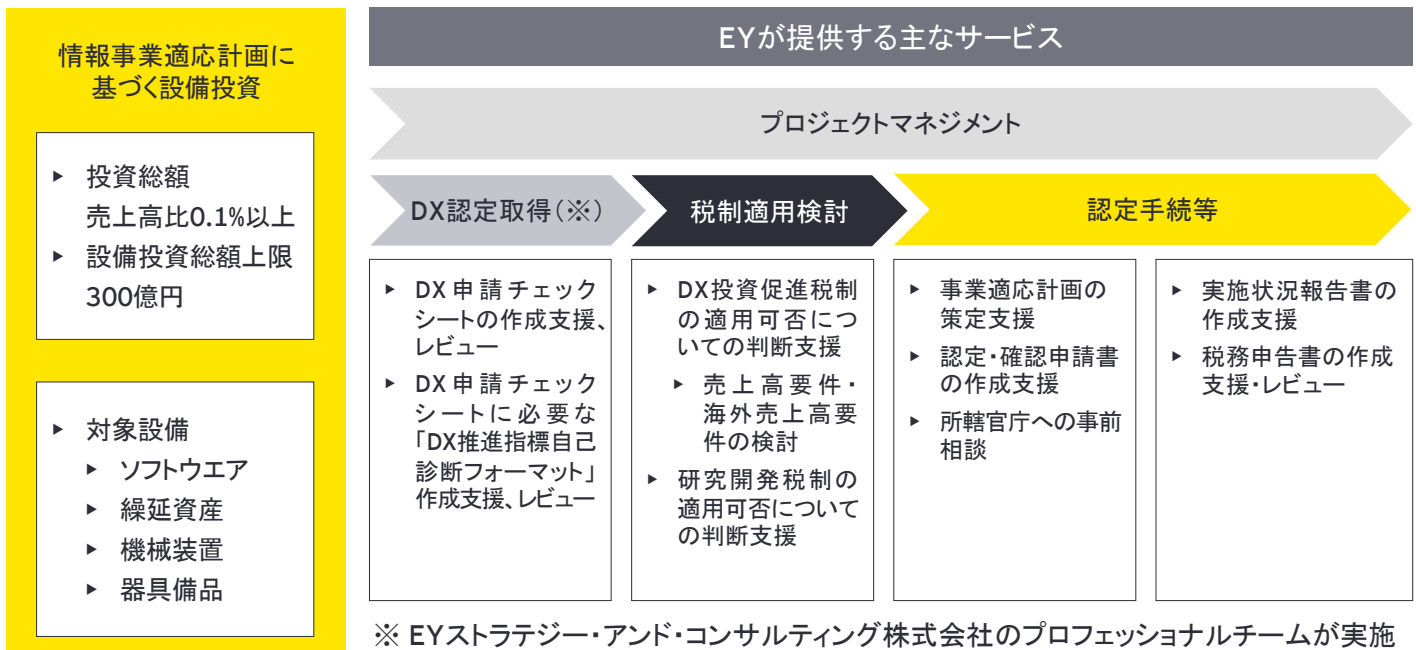
### DX関連税制対応のポイント



## DX関連税制対応によるタックスベネフィット

DX投資メリットを最大化するためには、DX税制に加えて研究開発税制の適用検討(自社利用ソフトウェアの開発費用を税額控除の対象範囲に追加)等、多面的な税務検討が求められます。

DX投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報処理推進機構の認定(DX認定)の有無。</li> <li>▶ 産業競争力強化法における事業適応計画認定の要件を満たすか(デジタル要件、企業変革要件)。</li> <li>▶ 投資対象設備や金額等が要件を満たすか。</li> <li>▶ 税額控除上限の確認(グループ通算制度、カーボンニュートラル税制を適用する場合など)。</li> <li>▶ 租税特別措置法の税額控除の適用除外要件に該当するか。</li> </ul>	<p>税額控除3% (他社データ連携5%)</p>
		or
		<p>特別償却30%</p>
研究開発税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究開発税制の対象に追加された「クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費」に該当するか。</li> <li>▶ 業務改善目的の場合であっても、その技術にかかる試験研究が工学または自然科学に関する試験研究に該当するか。</li> <li>▶ 租税特別措置法の税額控除の適用除外要件に該当するか。</li> </ul>	<p>税額控除1~17%</p>



## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人  
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.knowledge@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の

取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について  
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved. ED None

Japan Tax SCORE 20230905

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja\_jp